相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都墨田区千歳三丁目一〇番地一、最後の住所東京都墨田区太平四丁目七番一四号
被相続人　亡　尾崎壽美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月十二日
事務所東京都千代田区六番町一五番二号鳳翔ビル三階Aみつば総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　布目　隆一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県柴田郡村田町大字村田字大槻下六八番地、最後の住所東京都港区海岸一丁目一番六八号　被相続人　亡　髙橋　美登

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月十二日
事務所東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所
相続財産管理人　弁護士　大室　幸子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県盛岡市南大通二丁目三六六番地、最後の住所東京都世田谷区下馬二丁目二一番一一号フレンズ世田谷センタービル
被相続人　亡　佐々木キクノ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月十二日
事務所東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所
相続財産管理人　弁護士　池村　聡

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市鶴見区潮田町一丁目三五番地、最後の住所横浜市旭区上川井町一二四一番地一
弥生苑　被相続人　亡　本田　幸市

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月十二日
横浜市栄区笠間四丁目一〇番A―四一〇号
相続財産管理人　茂木　一晃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区六本木四丁目三四番地、最後の住所神奈川県川崎市多摩区長尾四丁目三番三―五二九号ヴィンテージヴィラ向ヶ丘遊園
被相続人　亡　益田　紀子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月十二日
神奈川県川崎市川崎区駅前本町三番地一NOF川崎東口ビル一一階川崎ふたば法律事務所
相続財産管理人　弁護士　青木　大地

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市北区松浜町三二六四番地一、最後の住所新潟市北区松浜本町一丁目一番二三号　被相続人　亡　井村　義宏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月十二日
新潟市中央区東中通一番町八六番地五一新潟東中通ビル四階いなほ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　磯部　亘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県養老郡養老町鷲巣一〇三三番地、最後の住所岐阜県養老郡養老町鷲巣一〇三三番地一　被相続人　亡　野村日出男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月十二日
岐阜県安八郡安八町南今ヶ渕三三七番地
相続財産管理人　弁護士　藤井　慎哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県富士宮市朝日町二一七五番地、最後の住所静岡県富士宮市星山一〇五八番地星の郷　被相続人　亡　里芳みね子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月十二日
静岡県富士宮市小泉二〇〇〇番地の一クレール・ドゥマンB二〇一号
相続財産管理人　髙簱耕太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市東区出来町三丁目一九二番地、最後の住所知県名古屋市東区出来町三丁目一九番二四号　被相続人　亡　横島　鈔子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月十二日
愛知県名古屋市中区丸の内二丁目一番三七号エスパシオ丸の内八A
相続財産管理人　弁護士　石川　敦男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県一宮市萩原町戸苅字本郷前一三番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　内藤　武男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月十二日
名古屋市中区丸の内二丁目一八番二二号三博ビル五階　名古屋第一法律事務所
相続財産管理人　弁護士　柴垣　幹生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県五條市住川町五九五番地、最後の住所大阪市東住吉区公園南矢田三丁目一八番三〇号　被相続人　亡　今田　和雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月十二日
大阪市北区西天満三丁目一四番一六号西天満パークビル三号館九階
相続財産管理人　弁護士　矢倉　昌子

第34期決算公告

平成26年5月24日
札幌市東区伏古9条3丁目2番6号
株式会社小柳建設工業
代表取締役　渡部　裕文

貸借対照表の要旨（平成26年3月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	187,074
	固定資産	13,247
	合計	200,321
負債及び純資産の部	流動負債	149,254
	固定負債	31,339
	株主資本	19,728
	資本金	50,000
	利益剰余金	△30,272
	利益準備金	1,150
	その他利益剰余金	△31,422
	（うち当期純利益）	(3,839)
	合計	200,321